

【浦安市資料】**(2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携について****1. 浦安市の取り組みの紹介**

浦安市では、児童虐待の問題については、関係機関との連携が重要であるとの認識から、平成 8 年度「市川児童相談所・主任児童委員・家庭児童相談室連絡会」を設置し、その後、参加する関係機関・部署を拡大していき、平成 16 年度に「児童虐待防止ネットワーク会議」が設置され、平成 18 年度に「要保護児童対策地域協議会」と名称を変え現在に至っている。

また、「こどもが笑顔でいられるように」との願いから、平成 24 年 7 月 1 日には「浦安市の子どもをみんなで守る条例」施行した。

平成 26 年度から 10 年間程度で様々な少子化対策事業を行う予定で、少子化対策基金 30 億円を設置し、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を 10 月 1 日より開始している。

(参考)

- ①浦安市における児童虐待対応【資料 1】
- ②浦安市の子どもをみんなで守る条例パンフレット【資料 2】
- ③浦安市広報「切れ目のない支援」【資料 3】

2. 市町村の対応のあり方や的確なアセスメントの方法**① 発生予防・未然防止及び早期発見・早期対応**

- ・虐待の早期発見、防止については、「子どもをみんなで守る」という意識を持ち、行政の責務、市民等の責務、保護者の責務、関係機関等の責務を明確にし、地域と行政とが連携及び協働して、児童虐待防止等に関する施策を積極的に推進する。
- ・その為には、定期的な啓発活動はもとより、こども担当窓口職員、保健師、保育士、学童保育所職員、学校関係者、民生委員児童委員、自治会、などに広く講習会を開催するなど関係機関との連携を強化する。

② 妊娠期から妊娠・出産・育児の相談体制について

- ・児童虐待による死亡事例は、生後間もない子どもを始め乳児期の子どもが多いことから、保健師の関わりが重要である。本市でも母子保健担当課が乳児家庭全戸訪問事業の子育て支援事業及び乳幼児健康診査や新生児訪問

等を通じて、養育支援を必要とする家庭を把握し、速やかに適切な支援が可能となるように努めている。問題がある家庭に対しては、児童虐待担当課と連携を密に支援にあたっている。

- ・また、「妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援」として「子育てケアプラン」、「産前・産後サポート事業」などの支援を行なう予定である。

③ 市町村としての相談の受理・対応【資料1】

- ・市民等からの通報対応については、通告受付票をもちいて通報内容を正確に記録し、通報者を明かすことがないことを説明し、通報後の情報確認についても協力が得られるようにする。また、相談の受理から支援については、関係機関からの情報を収集し、初期調査を行う。
- ・管理職を含めた複数の職員によりリスクアセスメントシート、緊急度アセスメントシートを活用し、緊急性・児童相談所送致の必要性を判断する。
- ・原則、虐待担当課が自宅訪問し安全を確認するようにしている。その他の対応としては、保健師、保育園、学校などに安全確認を依頼する場合もある。その間に各関係機関から情報を収集し、何が問題の家庭なのかを調査、把握し、要保護児童対策地域協議会（実務者会議・個別支援会議）で情報共有し対応策について検討する。
- ・児童虐待ケースの多くは、児童一人を見るのではなく家族の支援が重要となることから家庭との信頼関係を築き継続的な支援を行っている。

④ 要保護児童対策地域協議会【資料1】

- ・要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、実務者会議、個別支援会議の3層構造で運営をしている。その中で実務者会議は、月1回開催しており、各事務担当者が参加し、アセスメントや各機関の役割等に対する認識を共有し、新規受理・終結承認など個別ケースの総合的な把握と検討を行っている。
- ・新規受理ケースの紹介では、事前に関係機関と調整を行い、詳細な説明が出来るよう会議運営をしている。また、ケース対応等で不明点があった場合は、会議中に確認を行うなど、実務担当者としての意識を持って会議に参加している。

- ・児童相談所が主担当で対応しているものについても、実務者会議にあげ対応状況等の説明を受け、市との連携や送致された場合にも円滑な対応が出来るように努めている。
- ・会議資料（新規受理・終結承認など個別ケース等）の取り扱いについては、個人情報との関係から 25 年度までは、資料の持ち帰りが出来ないようにしていたが、各所管での管理を徹底させるようにし、庁内情報共有がしやすい環境を整備したことによって関係機関での対応や情報がより明確になり、会議後の日々の情報交換がよりスムーズになった。
- ・実務者会議には、医療機関の実務者として、院内の虐待対応チームのメンバーが参加し情報共有など連携を取っている。

3. 児相を含めた関係機関との連携の在り方について

子ども虐待は、保護者や子どもの身体的・精神的な状況、養育環境などの様々な要素が絡み合って起きるものであり、単独の機関だけで対応できるものでないことから、各関係機関の支援者が危機意識を持って役割を認識することが重要である。

① 市町村内関係部署等との連携

- ・児童虐待の背景には、生活苦や夫婦関係の問題や保護者自身の成育歴などの問題が複雑に絡み合っていることが多く、そのため複数の部署が役割分担を行いながら進めていくことが必要となる。

② 児童相談所と市町村との連携

- ・市町村は児童相談所の方針に基づいて、実際に様々な地域のサービスをコーディネートし提供する中で、虐待された児童、家族を見守る役割も担っている。
- ・市町村は一時保護の解除等により児童が家庭に戻る際は、市町村と児童相談所で支援方法について事前に調整し役割分担を明確にする。

③他市町村との連携

- ・児童虐待に対する支援方法、事業対策、問題点について、各市町村の対応

方法についての情報共有、意見交換を行うことで、各担当市の抱えている問題への解決に繋がる。千葉県では児童福祉連絡協議会が各地区に設置されているので、本連絡協議会も活用し、県、市町村との情報共有を行っている。

④ 警察との連携

- ・保護者からの加害行為に対して、迅速な対応ができるよう日ごろより情報交換や連携を取る。

⑤ 個人情報について

- ・要保護児童対策地域協議会は構成員に守秘義務を課せられているが、調査や支援の各対応にあたっては個人情報の保護や守秘義務について留意が必要であり、また、他の関係機関においても児童虐待情報、個人情報の取扱いについての指導を徹底する。
- ・個人情報の開示請求も増えており、専門的な法解釈の知識も必要となってきたため弁護士との連携をはかっている。

4. 課題や解決策について

① 要保護児童対策地域協議会の運営について

- ・実務者会議は、定例的な情報交換や要保護児童の実態把握や個別ケースで課題となったものを各関係機関と総合的に検討を行っているが、虐待対応件数も年々増えており、実務者会議で全てのケースについて協議することが難しくなっている。
- ・また、協議会の児童虐待ケースだけでなく、特定妊婦、障がい、不登校、DV等も含まれるため、会議をより実効性あるものにするため、部会方式の検討など運営方法の見直しや更なる関係機関との連携が必要となっている。

② 児童相談所、市町村担当部署での職員体制について

- ・取扱うケースの件数増や、虐待対応の内容も複雑になっており、それらに対応するためには、専門職職員、業務に見合う職員配置が十分とは言えない状況にある。そのため児童相談所の職員体制の強化を必要と感じている。
- ・市町村では、虐待相談を担っている家庭相談員の任用についても、専門的

知識を有し、児童福祉に熱意のある人の確保が難しい状況となっている。
家庭相談員の人材確保についても採用方法、勤務条件の見直しが必要となっている。

② 介入と相談支援、役割の二面性について

- ・子どもの安心安全を守るためには、介入的な役割も必要である。市町村は、市民に近い存在、地域の支援者として継続的なかかわりを期待されている。その一方で、初期調査や継続的な支援の中で、時に介入的なかかわりを行った場合、保護者からかかわりを拒否される可能性がある。
市町村との関係性が断たれても、次に児童相談所が介入する手立てはあるが、市町村としては、常に市民である家庭との関係性を思慮している。市町村で介入と相談支援の両輪を担うためには、関係部署・機関との調整や役割分担が必要であり、児童虐待対応部署で児童家庭相談も受けることは困難の場合もある。

③ スーパーバイザーの配置

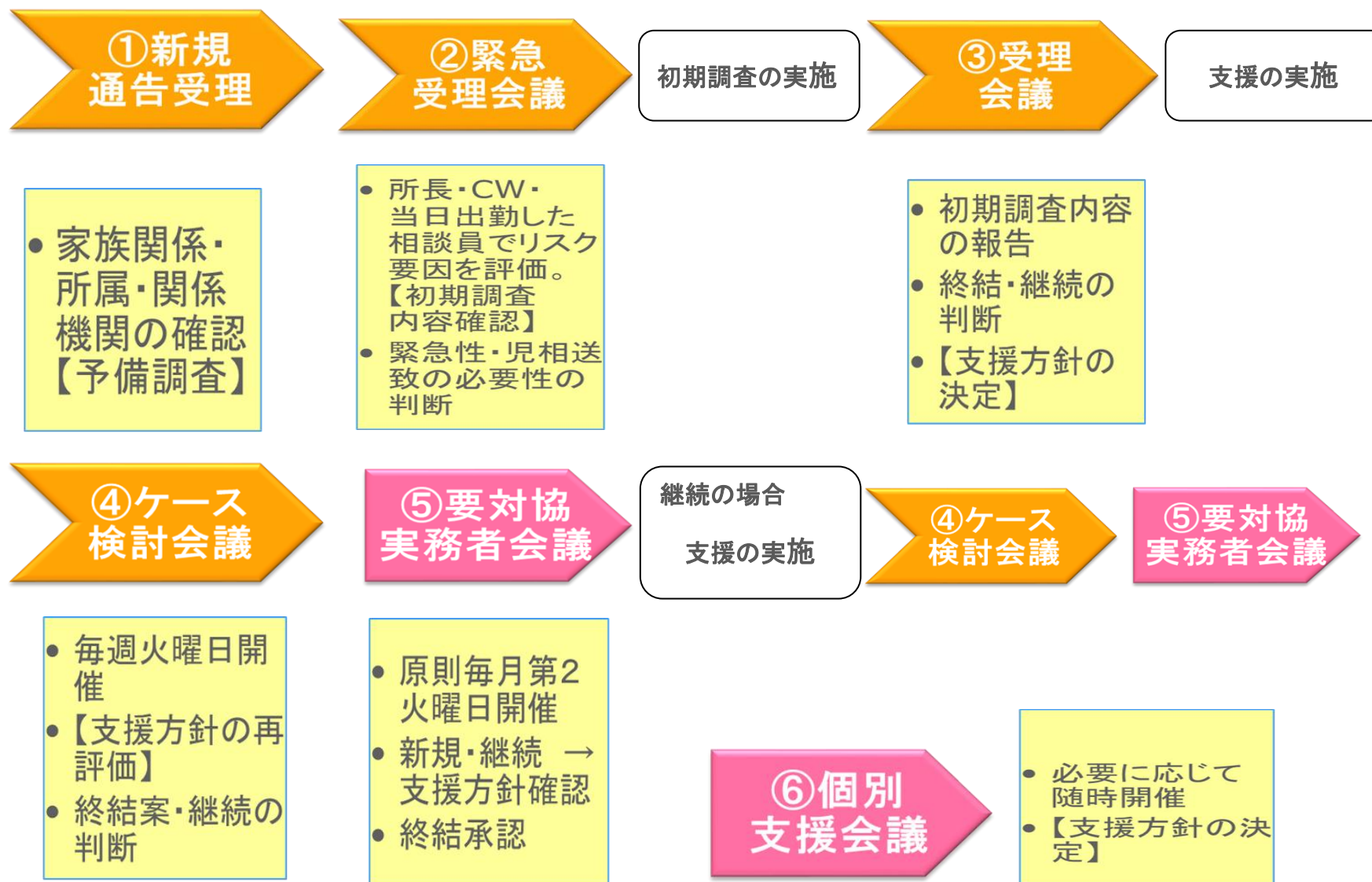
- ・本市においては、母子保健主管課において、虐待ケースや困難ケースについて、スーパーバイザーによるスーパービジョンを定期的に行っているが、各市町村でスーパーバイズできる人材を確保することは困難である。児童相談所内外で、常に相談、助言をしてくれる部署の設置や、定期的に市町村を巡回訪問するスーパーバイザーを都道府県レベルでの配置が可能であれば、市町村職員としても対応に苦慮していた問題への解決が図られ、また職員の精神的な負担の解消が図られる。

④ 居所不明児童の対応について

- ・居所不明児童の実態調査については、初めてのことであり各担当部署（母子保健・教育委員会・児童虐待等）で調査方法について混乱がみられた。今後、実態調査を実施する際には、特殊な事例を紹介するなど、事前説明会の開催を希望する。
- ・また、今回の調査検証の結果を参考に具体的な把握方法や対応について全国共通マニュアルが作成されることを希望する。
- ・特に入出国を繰り返す外国人やDV被害による避難した母子などは把握が困難なため、入国管理局や各市町村の婦人相談員との連携の在り方についても指針が示されるとよい。

浦安市における児童虐待対応

資料 1



子どもを守る、みんなの輪

浦安市の子どもを みんなで守る条例

浦安市の未来を築く子どもたちがみんなから
見守られ、健やかに育ってほしいという願い
からこの条例が生まれました。



前文(抜粋)

子どもは未来への希望である。
子どもの健やかな成長と明るい笑顔は、より豊かで幸せな未来
へ向かって歩みを進める私たち浦安市民の希望の象徴である。

(中段省略)

私たち浦安市民は、この浦安で子どもを育てた保護者と愛情
深く大切に育てられた子どもが、「このまちで育ててよかった、
このまちで育ってよかった」と思うことができる未来であるよう
に、地域と行政とが力を合わせ、かけがえのない存在である子
どもを児童虐待から守り、その人権を擁護するとともに、児童虐
待を予防するために子育て家庭を支えることを決意し、この条
例を制定する。

子育てに悩んでしまったら

子育てケアマネジャーによる
電話・面談による相談ができます。

浦安市子育て相談室(面談・電話相談)

場 所 ●浦安市集合同事務所3階 子育て支援センター内
相談時間 ●月～金曜日(祝日、年末年始は除く)
午前9時～12時 午後1時～4時

み な い い こ
047-306-3715

浦安市子育て総合窓口(面談)

場 所 ●浦安市役所第3庁舎1階
相談時間 ●浦安市子育て相談室と同じ

児童虐待かな?と思ったら

浦安市こども家庭支援センター

場所 ●〒279-0042 浦安市東野1-7-1
浦安市総合福祉センター2階

047-351-8041

子育てに悩んでいる方の相談も
受け付けています。

こどもと家庭の総合相談	047-350-7867
母子家庭と婦人の相談	047-351-7698
市川児童相談所	047-370-1077
子ども家庭110番	043-252-1152
児童相談所全国共通ダイヤル	0570-064-000

発行 浦安市 こども部 こども家庭課
047-351-1111

子どもが笑顔で いられるように



浦安市の子どもをみんなで守る条例
平成24年4月1日 公布 ▶ 平成24年7月1日 施行

浦安市

みんなで子どもを守ろう



児童虐待かな?と思ったらご連絡を!

児童虐待の疑いのある子どもを発見した場合に、通告(相談や連絡)することはあなたができる支援への第一歩です。

市の責務

【第4条】

- 児童虐待の防止等に関する施策を積極的に推進すること。
- 児童虐待の防止等に関する施策の推進に当たり、地域と行政とが連携及び協働をするための環境を整備すること。



保護者の責務

【第5条】

- いかなる理由があっても、児童虐待をしてはならない。
- 愛情を持って子どもに接するとともに、子どもの人権及び人格を認め、これを尊重すること。
- 子育てに対する悩み又は不安があるときは、一人で抱えることなく、身近な人又は子育てに関する専門的な知識を有する機関に相談し、又は援助を求めるよう努めること。
- 市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力すること。

市民等の責務

【第6条】

- 児童虐待の防止等について理解を深め、児童虐待を防止するとともに、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めること。
- 地域と行政とが連携及び協働をして行う、児童虐待の予防のための子育て支援に関する活動その他の児童虐待の防止等に関する活動に積極的に参加するよう努めること。
- 市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めること。

関係機関等の責務

【第7条】

- 児童虐待を防止するよう努めること。
- 子どもを児童虐待から守るため、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するとともに、互いに連携するよう努めること。
- 市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めること。
- 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体は、児童虐待に対して適切な対応をするための体制の整備に努めること。

児童虐待の種類

身体的虐待

殴る、蹴る、火傷を負わせる、溺れさせる、戸外に締め込めるなど

性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト

適切な養育を怠っている(食事を与えない等)、同居人による虐待を放置するなど

心理的虐待

言葉によるおどし、無視、きょうだい間の差別、DVを目撃させるなど

児童虐待の早期発見 ———【第8条】

- 児童虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、児童虐待の早期発見に努めること。

児童虐待の通告 ———【第9条】

- 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、市又は児童相談所に通告すること。

※子どもとは、18歳に満たない者をいいます。

切れ目のない支援

さらにこどもを

産み育てやすい

環境づくりに向けて

先月、新聞で1人の女性が生涯に産むこどもの数を推計した合計特殊出生率について、昨年は2年連続でわずかに上昇したものの、昨年1年間に産まれたこどもの数は調査開始以来、最少という結果が報道されました。

少子化問題は、就労の場を失った若い世代が地方から流出することによって地方都市が消滅し、最終的には人口減少に歯止めがかからず、大都市圏も消滅していくという増田寛也東京大学大学院客員教授(元岩手県知事・総務相)が発表した「極点社会」の到来や、今年5月に同氏が会長を務める日本創成会議から発表された20歳から39歳までの若年女性の半減により、2040年には全国の896市町村が消滅の危機に直面する「消滅可能性都市」などで、全国的にその深刻さ対策の必要性が、大きく取り沙汰されています。

これは、こどもの数や合計特殊出生率が低下傾向にある本市においても喫緊の課題だと認識しています。本市は核家族の比率が非常に高く、孤立感を抱く子育て世代も多いことから、平成18年より地域での子育て力を強めるために、「子育て・家族支援者」の養成に努めてきました。さらにその中から、若い世代に寄り添い、いろいろな相談を受ける、他の自治体ではあまり例のない「子育てケアマネジャー」の養成を行ってきました。

それに加え、子育て家庭の支援のための、こども医療費助成の拡大や、待機児童の解消など、これまでさまざまな子育て支援施策に力を注いできました。

そして今年度は、30億円の「少子化対策基金」を創設し、出会いと結婚から妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援という基本的な考え方で、「子育てケアプラン」の作成や、産前・産後サポート事業、産後ケアセンターの設置など、少子化対策として

有効な施策を展開していきます。

特に「子育てケアプラン」は、本市の子育て世帯の孤立感や負担感を和らげ、子育てにやさしい環境を醸成する有効な施策であり、浦安でこどもを産み育てやすい環境づくりの根幹になるものと位置付けています。

こうした事業を実施していくことで、現在、本市に住む若い世代にこどもを産むきっかけとしていただき、「子育てしやすいまち浦安」というブランドをもう一度取り戻し、町中の親子が生き生きと暮らせる環境を整えていきたいと考えています。

そして、このことを市内外に広く発信することで、浦安でこどもを産む世帯が増えるとともに、結婚したいと思ってくれる若い方々が一人でも増えることにつながり、結果的にはこどもが増え、少子化にも有効な対策になるものと考えています。

この浦安の取り組みを全国に発信し、基礎自治体として少子化問題にどう応えていくのか、そのあり方を提示していきたいと考えています。

さらに、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしますが、制度の準備を進めるとともに、今まで申し上げてきた取り組みに加え、浦安独自の「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

子育て環境は、時代とともに、とても大きく様変わりしています。

核家族が圧倒的に多い本市では、子育て世帯、特にお母さんが悩みを抱えてしまうことは少なくありません。以前の日本では、お母さんが子育てをす

ることは当たり前だという風に考えられてきましたが、女性の社会進出や就労に関する考え方が大きく変革してきた今、子育て世帯だけの力では、上手にこどもを支え、育てていくことが難しくなっている状況です。

国の社会保障の考え方も大きく変わり、新しい制度では、「こどもと子育て」を社会保障の一環として支えることになります。地域の皆さんがお互いに支え合い連携し合うことで、市民の皆さんとともに、地域ぐるみで、子育てができるような環境を作っていくと考えています。

市内に住むこどもたちが、将来立派な大人になって結婚したときに、こど

もの頃を思い出して、自分も親と同じように、浦安市に住んで子育てをしたいと思える環境づくり、そしてまちづくりを市民の皆さんとともに進めていきたいと考えていますので、ご理解とご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

松崎秀樹



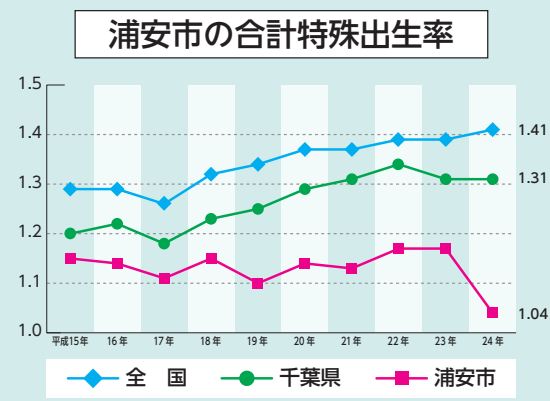
少子化対策～妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を目指して

日本は、人口減少社会に突入しました。少子高齢化により今後はさらに、経済活動の停滞や社会保障費の増加、労働力の低下など、多くの問題が生じることが予測されています。少子高齢化の問題については、国だけでなく、市町村においても喫緊の課題であり、最も若いまちといわれてきた本市も例外ではありません。

特に、少子化問題は、既に本市においても深刻化しています。平成16年度には1万人を超えていた未就学児が、平成26年には8662人にまで落ち込み、合計特殊出生率（女性が一生のうちに産むこどもの数）も、平成24年は1.04と国・県より低く、平成8年からの経年データでは、最も低い値となっています。

このことは、現実問題として、入船北小学校と入船南小学校の統合など、端的に表面化しつつあります。また、この地区では、2歳児が22人、4歳児が21人と、未就学児も減少しています。

このような事態に対し、市では、少子化対策基金を設置し、さらに一歩踏み込んだ少子化対策に取り組んでいきます。



●少子化対策基金の設置

少子化対策は、中長期的な視点に立って実施することが必要です。市では、結婚・妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行うため、少なくとも10年間程度は、さまざまな少子化対策に有効な事業を実施できる財源として、30億円の基金を設置しました。

浦安で安心してこどもを産み育てられる環境を提供するため、妊娠・出産・子育て期にわたる相談支援に関する事業や、産じょく期の母子の心と体のケアに関する事業、子育て中の親の心と体の負担感を軽減するための事業などを中心に基金を活用していきます。

平成26年度には、少子化対策基金により、新規事業として、子育てケアプランの作成や子育て支援ギフト、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施します。

平成26年度に新たに実施する子育て支援事業

① 子育てケアプランと子育て支援ギフト

図こども家庭課

子育て世帯の悩みや不安感、孤独感を和らげ、妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援を行うため、保護者とこどものライフステージごとの「子育てケアプラン」を本市が独自に認定している子育てケアマネジャーと保健師が中心になって、お母さんと一緒に作成します。

まず、妊娠届を出されたすべての方に、母体や出産に関する悩みや不安、希望などを伺いながら、出産までの約6カ月程度の「最初の子育てケアプラン」を作成します。ケアプランには、妊娠期の公的支援のほか、出産に向けての目標や自分で行えること、また家族の支援などを検討します。

その後、出産前後の時期に子育て支援ギフトをお渡しする際、お子さんが1歳になるまでの「2回目の子育てケアプラン」を作成します。

さらに、お子さんの1歳の誕生日前後に合わせ、2回目の子育て支援ギフトをお渡しする際、さらに6カ月程度の「3回目の子育てケアプラン」を作成します。

出産後の2回の子育てケアプランは、本人の就労希望の有無を伺い、利用できるサービスや事業をケアマネジャーと一緒に検討していきます。

妊娠届から出産、出産から1歳6カ月健診までのそれぞれの節目に、ケアプランを対面で作成することにより、行政とのつながりが希薄になる期間を埋め、切れ目のない支援を行っていきます。



② 産前・産後サポート事業

図健康増進課

産前・産後サポーターが、子育て家庭を訪問し、円滑な育児のスタートができるように、話し相手や相談に乗ることにより、家庭や地域での孤立感の解消を図ります。

【支援の時期】妊娠中からおむね生後6カ月まで

③ 産後ケア事業

図健康増進課

妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図るため、病院を退院後、心身ともに不安定になりやすい時期に、専門職（助産師・看護師など）がお母さんの心身のケアや乳児ケア、育児サポートなどきめ細かい支援を行います。産後の疲れた身体を癒し支援を受けることで、ゆっくり体調を整えながら育児のできる環境を整えます。

【対象】支援者が身近になく育児に自信のない方、育児不安の強い方（おむね生後4カ月までのお子さんとそのお母さん）

【実施予定場所】宿泊型＝東京ベイ・浦安市川医療センター、デイケア型＝オリエンタルホテル東京ベイ

④ 理由を問わない短時間の一時預かり事業

図保育幼稚園課

現在、保育園で行っている一時保育は、家庭の事情により週1～3日の範囲内で断続的に働いているため育児が困難になる方や、病気やけがで入院・通院するなど、一時的に家庭での保育や育児が困難になる方、保護者の私的理由により保育を必要とする方が利用できる制度です。

しかし、買い物やリフレッシュするために、一時保育を短時間利用したいといったご意見があり、市では、理由を問わない短時間利用の一時預かり事業を開始します。

【実施場所】富岡幼稚園、日の出幼稚園、旧第3職員住宅（猫実）

【利用料金】1時間＝無料、2時間＝500円、3時間＝1000円

※開始時期や申し込み方法などは、決まりしだい、広報うらやすや市ホームページでお知らせします



※特定不妊治療等助成事業

① 子育てケアマネジャーによる「子育てケアプラン」の作成

子育て支援ギフト（産前産後のお母さん、1歳児）

② 産前・産後サポート事業

③ 産後ケア事業

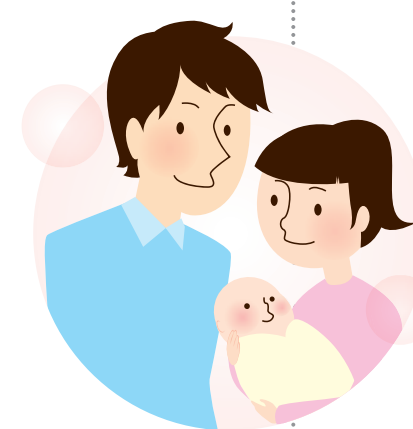
④ 理由を問わない短時間の一時預かり事業

⑤（仮称）こどもの広場整備事業

⑥ 私立認定こども園の整備 公立幼稚園の認定こども園化

⑦（仮称）うらやす子育てポータルサイト開設

親子と行政の途切れないうつながり



⑤（仮称）こどもの広場整備事業

図青少年課

市では、次代を担う大切な浦安のこどもたちを地域・社会全体で大切に守り、個性豊かに育んで行く環境を整えることが非常に重要だと考えています。こういった考えに立って、今までもさまざまなこども達の居場所づくりを整備してきました。

高洲二丁目に整備予定の「（仮称）こどもの広場」は、今までの既成の遊具を中心とした公園とは違い、自然に近い環境の中で、こども達が自由な発想の中で想像力を働かせ、冒険心を育み、自立性や社会性を高めることのできる広場です。今後、こども達だけではなく、保護者や地域の方々と一緒になって、こども達の育成を支えていけるような施設を整備していきます。



⑥ 私立認定こども園の整備、公立幼稚園の認定こども園化

図保育幼稚園課

平成27年4月に明海地区に私立の幼保連携型認定こども園（対象＝0～5歳児）を新設するとともに、公立幼稚園8園〔若草・みなみ・堀江・美浜南・美浜北幼稚園（対象＝3～5歳児）、北部・舞浜・明海幼稚園（対象＝4～5歳児）〕を幼稚園型認定こども園へ移行します。また、今後も、公立幼稚園を段階的に認定こども園へ移行するよう、検討を進めます。

※認定こども園とは
幼稚園の「学校教育」と保育所の「保育」を一体的に行う幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設で、幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地域裁量型の4種類があります

⑦（仮称）うらやす子育てポータルサイト開設

図こども家庭課

子育てをしているパパ・ママを応援するサイト「（仮称）うらやす子育てポータルサイト」を平成26年10月から開設する予定です。このサイトは、出産・育児に役立つ情報をカテゴリー別に分かりやすく表示し、リアルタイムの行事をはじめ、各種制度や施設の紹介などの役立つ情報を提供することを目的としています。

子育て中の悩みはさまざまで、たくさん抱えていても、育児はノンストップです。「どうしよう？」と思ったら、子育てポータルサイトを開いてみてください。

また、ママ友の輪を広げたいときや、先輩のアドバイスが必要とき、ちょっとだけリフレッシュしたいときなども、情報がたくさんありますので、ご利用ください。

※特定不妊治療等助成事業

図健康増進課

医療保険の適用がない高度な不妊治療を選択せざるを得ないご夫婦の経済的負担を軽減するため、千葉県特定不妊治療費助成事業に準じて、治療に要する費用の一部助成を開始します。

さらに、男性にも検査費用の一部を助成することで、ご夫婦そろって不妊治療と向き合える環境を整えるほか、相談体制を整備します。

みんなで子育てハンドブック ひとりじゃないよ

妊娠から出産、保育園や幼稚園から就学まで、市の各種子育てサポートを紹介する子育て情報冊子です。健康増進課で母子手帳といっしょにお渡ししています。また、こども家庭課（市役所第3庁舎1階）、子育て支援センター（猫実1-12-38）、各児童センター、各公民館、各駅前行政サービスセンターなどで配布しているほか、市ホームページでもご覧になります。



子ども・子育て支援新制度が始まります ～子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、27年4月から始まる予定です。

子ども・子育て支援新制度は、子育てを介護や医療、年金と同じように社会保障の枠組みの中に位置づけ、社会全体でこどもと子育てを支援する仕組みです。

現在市では、皆さんの教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに対応した今後の「事業計画」の策定に取り組んでいます。

26年度の後半には、新制度の開始に向け、施設・事業の利用申し込みなどの手続きが始まる予定です。

※消費税の引き上げによる増収分の一部（約7000億円）を新制度の財源としているため、消費税の引き上げ時期によって新制度の開始時期は変更される場合があります

① 幼児教育と保育を一体的に提供

園保育幼稚園課

○浦安市の待機児童の現状

浦安市は、東日本大震災により、液状化の被害を受け、人口が減少し未就学児の数も減少しましたが、社会・経済情勢の変化から、女性の社会進出の増加により、保育園の待機児童数は平成26年4月1日現在で67人となっています。

○新制度では

- 認定こども園の整備
- 地域型保育事業※の整備と連携施設の確保
- 受け入れ枠の拡充

これまで市では幼稚園、認可保育所、家庭的保育（以下「保育ママ」という）を主な教育・保育の場としていましたが、新制度では、新たに幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ認定こども園や、少人数のこどもを保育する地域型保育事業を整備したり、認可保育所を増やしたりして、こども・子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

なお、地域型保育事業は、原則0～2歳児が対象ですが、3歳からの連携施設（進級先）として、幼稚園型認定こども園6園を確保する予定です。

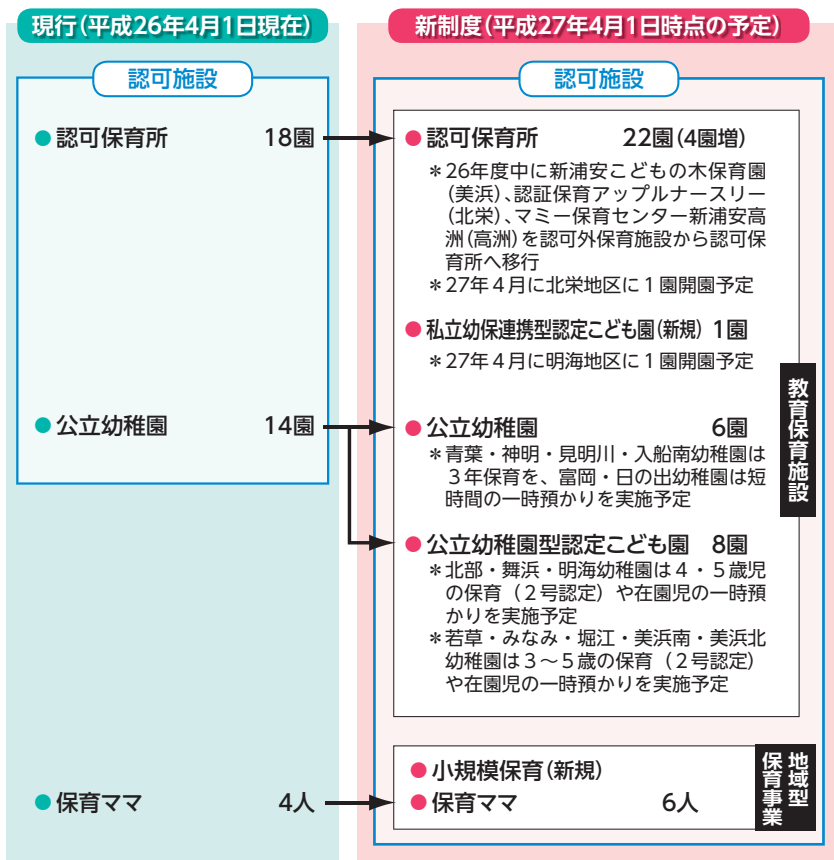
※地域型保育事業とは

待機児童の多い0～2歳児を主な対象とした少人数のこどもを保育する事業で、以下の4種類があります。市の基準に基づいて市が認可し、また、公的な財政支援の仕組みがあるため安定的に事業を実施することができます。

小規模保育：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設できめ細やかな保育を行うサービス
保育ママ：利用定員5人以下で保育ママの居宅などで家庭的な雰囲気で行う保育サービス
事業所内保育：会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育するサービス

居宅訪問型保育：保護者の居宅で1対1の保育を行うサービス

【施設ごとの整備予定】



※認可外保育施設は、施設の判断により、認可保育所や小規模保育へ移行したり、現行のまま認可外保育施設として運営を継続したりします

※私立幼稚園の施設移行については、各施設において検討中です

● 認定と認定証の発行

新制度では、保育所や幼稚園などの施設を利用するにあたり、利用のための認定を受けていただきます。保護者の申請に基づき、市が以下の3つの区分による認定を行い、認定証を発行します。

認定区分	対象となるこども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上で教育を希望	公立幼稚園、公立幼稚園型認定こども園
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	認可保育所、私立幼保連携型認定こども園、公立幼稚園型認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を希望	認可保育所、私立幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

※保育所などで保育を希望する場合の2号・3号認定にあたっては、保育を必要とする事由（就労、出産、求職活動など）や、保育の必要量【保育標準時間＝フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）、保育短時間＝パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）の2区分】、優先利用の該当の有無（ひとり親世帯、生活保護世帯など）が考慮されます

● 利用手続きや利用料について

利用手続きは、これまでの手続きの時期や流れは大幅には変わりません。ただし、幼稚園を希望するこどもの保護者も含め、上記の認定区分による認定を受けていただくことになります。なお、保育所などでの保育の利用（2号・3号認定）の希望が多い場合は、利用調整（従前の入所審査）を行います。

また、保育料などの利用料は、現行の負担水準や国の定める基準などを勘案して今年度中に決定します。現時点で予想される主な変更点は次のとおりです。

○利用料の主な変更点

- 公立幼稚園の授業料は、今までは年中・年長5000円（月額）、年少8000円（月額）の一律料金でしたが、保育所の保育料と同様に保護者の市民税額に応じた料金体系に変更予定です。公立幼稚園型認定こども園も同様です。また、公立幼稚園の入園料はなくなる予定です
- 認可保育所の保育料は、今までは利用時間によらず同一の算定基準の料金体系でしたが、保育の必要量に応じて「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用の2つの算定基準の料金体系に変更予定です。また、保育の必要量を超えて保育の利用をされた場合、保育料とは別に延長料金が発生する予定です
- 私立幼保連携型認定こども園と地域型保育事業の保育料は、認可保育所と同様の料金体系とする予定です

② 放課後児童支援

園青少年課

○児童育成クラブ

保護者が就労などで昼間家庭にいない小学校1～3年生（定員に余裕がある場合には4年生まで）の児童と、療育手帳などをお持ちの特別な支援を必要とする児童を対象に、家庭に代わる生活の場を提供し、遊びや生活を通して、児童の健全育成を図ることを目的とした施設で、現在、市内の約1800の児童が入会しています。

新制度では、指導員の資格や児童の集団の規模など、事業の設備や運営に関して、条例で基準を定めます。また、入会を希望する児童の需要の見込みや、その提供体制に関する計画を作成し、計画的に事業を進めます。

○放課後異年齢児交流促進事業

小学校1～6年生まで、すべての児童を対象に、放課後、学校施設などを利用し、児童がさまざまな体験・交流・学習活動などを行うことにより、社会性や自主性、創造性などを育む事業を実施しています。

現在、5つの小学校で実施していますが、特に、夏休みなどの長期休暇期間中は、現在実施していない小学校でも、学校と連携しながら、多くの児童が参加できる体制を整える予定です。また、今後は、内容なども拡充していきます。

